平成３０年８月８日

関係者各位

つがる市財政部　管財課

中間前払金制度の適用範囲拡大について

当市が発注する公共工事において、元請建設企業の円滑な資金調達及び下請建設企業や労働者等に対する円滑な支払の促進を図るため、中間前払金制度を下記のとおり適用範囲を拡大しましたのでお知らせいたします。

なお、これに伴い平成３０年１０月１日以降の契約約款が改正されておりますので、お間違えのないようお願いいたします。

記

1. 請負代金額が１３０万円以上であること。
2. 工期の２分の１を経過していること。
3. 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること。
4. 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること